

資料の情報と積文

八・日露講和条約

展示資料：日露両国講和条約及追加約款・御署名原本・明治二十八年・条約十

月十六日

請求番号：御 06427100

デジタルアーカイブ URL：<https://www.digital.archives.go.jp/img/693725>

積文の凡例については、[こちら](#)をご覧ください。

【積文】

無号勅令

日露講和条約

朕、明治三十八年九月五日、亜米利

加合衆国「ポーツマス」(ニュー、ハム

プシヤ)州)ニ於テ、朕カ全権委員ト

露西亜国全権委員ノ記名調印シ

タル講和条約ヲ批准シ、茲ニ之ヲ

公布セシム。

御名御璽

明治三十八年十月十六日

内閣総理大臣兼

外務大臣

伯爵 桂太郎

日本国皇帝陛下及全露西亜国皇帝陛下

ハ、両国及其ノ人民ニ平和ノ幸福ヲ回復

セムコトヲ欲シ、講和条約ヲ締結スルコ

トニ決定シ、之カ為ニ、日本国皇帝陛下ハ

外務大臣従三位勲一等男爵小村寿太郎

閣下、及亜米利加合衆国駐劄特命全権公

使従三位勲一等高平小五郎閣下ヲ、全露

西亜国皇帝陛下ハ「プレシデント、オヴ、ゼ、コムミ

ツチー、オヴ、ミニスターズ、オヴ、ゼ、エムパイア、オヴ、ロシア」「セクレタリー、オヴ、ステート」「セルジ、ウキツテ」閣下、及亜米利加合衆国駐在筋特命全権大使「マスター、オヴ、ゼ、イムピリアル、コールト、オヴ、ロシア」男爵「ローマン、ローゼン」閣下ヲ、各其ノ全権委員ニ任命セリ。因テ各全権委員ハ互ニ其ノ委任状ヲ示シ、其ノ良好妥当ナルヲ認め、以テ左ノ諸條款ヲ協議決定セリ。

第一条

日本国皇帝陛下ト全露西亜国皇帝陛下トノ間及両国並両国臣民ノ間ニ、将来平和及親睦アルヘシ。

第二条

露西亜帝国政府ハ、日本国力韓国ニ於テ政事上、軍事上、及経済上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ、日本帝国政府力韓国ニ於テ必要ト認ムル指導、保護、及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ、之ヲ阻礙シ、又ハ之ニ干渉セサルコトヲ約ス。

韓国ニ於ケル露西亜国臣民ハ、他ノ外国ノ臣民又ハ人民ト全然同様ニ待遇セラレヘク、之ヲ換言スレハ、最恵国ノ臣民、又ハ人民ト同一ノ地位ニ置カルヘキモノト知ルヘシ。

両締約国ハ一切誤解ノ原因ヲ避ケムカ為、露韓間ノ国境ニ於テ、露西亜国又ハ韓国ノ領土ノ安全ヲ侵迫スルコトアルヘキ、何等ノ軍事上措置ヲ執ラサルコトニ同意ス。

第三条

日本国及露西亜国ハ互ニ左ノ事ヲ約ス。

- 一 本条約ニ附属スル追加約款第一ノ規定ニ従ヒ、遼東半島租借権力

其ノ效力ヲ及ホス地域以外ノ満洲ヨリ、全然且同時ニ撤兵スルコト。

二 前記地域ヲ除クノ外、現ニ日本国又ハ露西亜国ノ軍隊ニ於テ、占領シ、又ハ其ノ監理ノ下ニ在ル満洲全部ヲ挙ケテ、全然清国専属ノ行政ニ還附スルコト。

露西亜帝国政府ハ清国ノ主権ヲ侵害シ、又ハ機会均等主義ト相容レサル何等ノ領土上利益、又ハ優先的若ハ専属的譲与ヲ、満洲ニ於テ有セサルコトヲ声明ス。

第四条

日本国及露西亜国ハ清国カ満洲ノ商工業ヲ発達セシメムカ為、列国ニ共通スル一般ノ措置ヲ執ルニ方リ、之ヲ阻礙セサルコトヲ互ニ約ス。

第五条

露西亜帝国政府ハ清国政府ノ承諾ヲ以テ、旅順口・大連並其ノ附近ノ領土、及領水ノ租借権、及該租借権ニ関連シ、又ハ其ノ一部ヲ組成スル一切ノ権利、特権、及譲与ヲ日本帝国政府ニ移転譲渡ス。露西亜帝国政府ハ、又前記租借権カ其ノ效力ヲ及ホス地域ニ於ケル一切ノ公共营造物、及財産ヲ日本帝国政府ニ移転譲渡ス。両締約国ハ前記規定ニ係ル清国政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ互ニ約ス。日本帝国政府ニ於テハ前記地域ニ於ケル露西亜国臣民ノ財産権カ完全ニ尊重セラルヘキコトヲ約ス。

第六条

露西亜帝国政府ハ、長春（寛城子）・旅順口間

ノ鉄道、及其ノ一切ノ支線、並同地方ニ於テ之ニ附属スル一切ノ権利、特権、及財産、及同地方ニ於テ該鉄道ニ属シ、又ハ其ノ利益ノ為ニ経営セラルル一切ノ炭坑ヲ補償ヲ受クルコトナク、且清国政府ノ承諾ヲ以テ、日本帝国政府ニ移転譲渡スヘキコトヲ約ス。

両締約国ハ、前記規定ニ係ル清国政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ互ニ約ス。

第七条

日本国及露西亜国ハ、滿洲ニ於ケル各自ノ鉄道ヲ全ク商工業ノ目的ニ限り経営シ、決シテ軍略ノ目的ヲ以テ之ヲ経営セサルコトヲ約ス。

該制限ハ遼東半島租借権力其ノ效力ヲ及ホス地域ニ於ケル鉄道ニ適用セサルモノト知ルヘシ。

第八条

日本帝国政府及露西亜帝国政府ハ交通、及運輸ヲ増進シ、且之ヲ便易ナラシムルノ目的ヲ以テ、滿洲ニ於ケル其ノ接続鉄道業務ヲ規定セムカ為、成ルヘク速ニ別約ヲ締結スヘシ。

第九条

露西亜帝国政府ハ、薩哈噠島南部、及其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼、並該地方ニ於ケル一切ノ公共營造物、及財産ヲ完全ナル主權ト共ニ、永遠日本帝国政府ニ譲与ス。其ノ譲与地域ノ北方境界ハ北緯五十五度ト定ム。該地域ノ正確ナル經界線ハ、本条約ニ附属スル追加約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ決定スヘシ。

日本国及露西亜国ハ、薩哈噠島、又ハ其ノ

附近ノ島嶼ニ於ケル各自ノ領地内ニ、堡壘其ノ他之ニ類スル軍事上工作物ヲ築造セサルコトニ互ニ同意ス。又、兩國ハ、各宗谷海峡及韃靼海峡ノ自由航海ヲ妨礙スルコトアルヘキ、何等ノ軍事上措置ヲ執ラサルコトヲ約ス。

第十条

日本国ニ讓与セラレタル地域ノ住民タル露西亜国臣民ニ付テハ、其ノ不動産ヲ売却シテ本国ニ退去スルノ自由ヲ留保ス。但シ、該露西亜国臣民ニ於テ讓与地域ニ在留セムト欲スルトキハ、日本国ノ法律、及管轄權ニ服従スルコトヲ条件トシテ、完全ニ其ノ職業ニ従事シ、且財産權ヲ行使スルニ於テ支持保護セラルヘシ。日本国ハ政事上又ハ行政上ノ權能ヲ失ヒタル住民ニ対シ、前記地域ニ於ケル居住權ヲ撤回シ、又ハ之ヲ該地域ヨリ放逐スヘキ充分ノ自由ヲ有ス。但シ、日本国ハ前記住民ノ財産權力完全ニ尊重セラルヘキコトヲ約ス。

第十一条

露西亜国ハ日本海、「オコーツク」海、及「ベーリング」海ニ瀕スル露西亜国領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ、日本国臣民ニ許与セムカ為、日本国ト協定ヲナスヘキコトヲ約ス。
前項ノ約束ハ前記方面ニ於テ既ニ露西亜国、又ハ外国ノ臣民ニ属スル所ノ權利ニ影響ヲ及ササルコトニ双方同意ス。

第十二条

日露通商航海条約ハ、戦争ノ為廢止セラレタルヲ以テ、日本帝国政府及露西亜帝

国政府ハ、現下ノ戦争以前ニ效力ヲ有シタル条約ヲ基礎トシテ、新ニ通商航海条約ヲ締結スルニ至ルマテノ間、両国通商關係ノ基礎トシテ、相互ニ最惠国ノ地位ニ於ケル待遇ヲ与フルノ方法ヲ採用スヘキコトヲ約ス。而シテ、輸入税及輸出税、税関手續、通過税及噸税、並一方ノ代弁者、臣民及船舶ニ対スル他ノ一方ノ領土ニ於ケル入国ノ許可及待遇ハ何レモ前記ノ方法ニ依ル。

第十三条

本条約実施ノ後、成ルヘク速ニ一切ノ俘虏ハ互ニ之ヲ還附スヘシ。日本帝国政府及露西亜帝国政府ハ各俘虏ヲ引受クヘキ一名ノ特別委員ヲ任命スヘシ。一方ノ政府ノ收容ニ係ル一切ノ俘虏ハ、他ノ一方ノ政府ノ特別委員、又ハ正當ニ其ノ委任ヲ受ケタル代表者ニ引渡シ、同委員又ハ其ノ代表者ニ於テ之ヲ受領スヘク、而シテ、其ノ引渡及受領ハ、引渡国ヨリ予メ受領国ノ特別委員ニ通知スヘキ便宜ノ人員、及引渡国ニ於ケル便宜ノ出入地ニ於テ之ヲ行フヘシ。

日本国政府及露西亜国政府ハ俘虏引渡完了ノ後、成ルヘク速ニ俘虏ノ捕獲、又ハ投降ノ日ヨリ死亡、又ハ引渡ノ時ニ至ルマテ、之カ保護給養ノ為ニ各負担シタル直接費用ノ計算書ヲ互ニ提出スヘシ。同計算書交換ノ後、露西亜国ハ成ルヘク速ニ、日本国カ前記ノ用途ニ支出シタル實際ノ金額ト露西亜国カ同様ニ支出シタル實際ノ金額トノ差額ヲ日本国ニ拂戻スヘキコトヲ約ス。

第十四条

本条約ハ日本国皇帝陛下及全露西亜国
皇帝陛下ニ於テ批准セラルヘシ。該批准
ハ成ルヘク速ニ、且如何ナル場合ニ於テ
モ、本条約調印ノ日ヨリ五十日以内ニ、東
京駐劔仏蘭西国公使、及聖彼得堡駐劔
米利加合衆国大使ヲ経テ、日本帝国政府
及露西亜帝国政府ニ各之ヲ通告スヘシ。
而シテ、其ノ終ノ通告ノ日ヨリ本条約ハ、
全部ヲ通シテ完全ノ效力ヲ生スヘシ。正
式ノ批准交換ハ成ルヘク速ニ華盛頓ニ
於テ之ヲ行フヘシ。

第十五条

本条約ハ、英吉利文及仏蘭西文ヲ以テ、
各二通ヲ作り、之ニ調印スヘシ。其ノ各本文
ハ全然符合スト雖モ、其ノ解釈ニ差異ア
ル場合ニハ仏蘭西文ニ拠ルヘシ。
右証拠トシテ、両国全権委員ハ、茲ニ本
講和条約ニ記名・調印スルモノナリ。
明治三十八年九月五日、即一千九百五年
八月二十三日（九月五日）、「ポーツマス」（「ニュー、ハ
ムプシヤ」州）ニ於テ之ヲ作ル。

小村寿太郎（記名）印

高平小五郎（記名）印

セルジ、ウキツテ（記名）印

ローゼン（記名）印

天佑ヲ保有シ、万世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル
日本国皇帝（御名）、此書ヲ見ル有衆ニ宣
示ス。

朕明治三十八年九月五日、亜米利加合衆
国「ポーツマス」（「ニュー、ハムプシヤ」州）ニ於
テ、帝国全権委員及露国全権委員ノ記名・

調印シタル講和条約ノ各条目ヲ親シク
閲覧点検シタルニ、善ク朕ノ意ニ適シ、間
然スル所ナキヲ以テ、右条約ヲ嘉納批准
ス。

神武天皇即位紀元二千五百六十五年、明
治三十八年十月十四日、東京宮城ニ於テ
親ヲ名ヲ署シ璽ヲ鈴セシム。

御名 国璽

外務大臣伯爵桂太郎印

本日附日本国及露西亜国間講和条約第
三条及第九条ノ規定ニ従ヒ、下名ノ全權
委員ハ左ノ追加約款ヲ締結セリ。

第一 第三条ニ付

日本帝国政府及露西亜帝国政府ハ同

時ニ、且講和条約ノ実施後直ニ、滿洲ノ

地域ヨリ各其ノ軍隊ノ撤退ヲ開始ス

ヘキコトヲ互ニ約ス。而シテ、講和条約

実施ノ日ヨリ十八箇月ノ期間内ニ、両

国ノ軍隊ハ遼東半島租借地以外ノ滿

洲ヨリ全然撤退スヘシ。

前面陣地ヲ占領スル両国軍隊ハ最先

ニ撤退スヘシ。

両締約国ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道

線路ヲ保護セムカ為、守備兵ヲ置クノ

權利ヲ留保ス。該守備兵ノ數ハ一「キロ

メートル」毎二十五名ヲ超過スルコト

ヲ得ス。而シテ、日本国及露西亜国軍司

令官ハ、前記最大數以内ニ於テ、實際ノ

必要ニ顧ミ、之ヲ使用セラルヘキ守備兵ノ数ヲ、双方ノ合意ヲ以テ成ルヘク小數ニ限定スヘシ。

滿洲ニ於ケル日本国及露西亜国軍司令官ハ、前記ノ原則ニ從ヒ、撤兵ノ細目ヲ協定シ、成ルヘク速ニ、且如何ナル場合ニ於テモ、十八箇月ヲ超ヘサル期間内ニ撤兵ヲ実行セムカ為、双方ノ合意ヲ以テ必要ナル措置ヲ執ルヘシ。

第二 第九条ニ付

両締約国ニ於テ各任命スヘキ同數ノ人員ヨリ成ル境界画定委員ハ、本条約実施後、成ルヘク速ニ、薩哈噠島ニ於ケル日本国及露西亜国領地間ノ正確ナル境界ヲ、永久ノ方法ヲ以テ実地ニ就キ画定スヘシ。該委員ハ地形ノ許ス限り、北緯五十度ヲ以テ境界線トナスコトヲ要ス。若シ何レカノ地点ニ於テ、同緯度ヨリ偏倚スルノ必要ヲ認ムルトキハ、他ノ地点ニ於ケル対当ノ偏倚ニ依リテ之ヲ填補スヘシ。該委員ハ讓与中ニ包含セラルル附近島嶼ノ表及明細書ヲ調製スルノ任ニ当リ、且讓与地域ノ境界ヲ示ス地図ヲ調製シ、之ニ署名スヘシ。該委員ノ事業ハ、両締約国ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス。

前記追加約款ハ、其ノ附属スル講和条約ノ批准ト共ニ、批准セラレタルモノト看做サルヘシ。

明治三十八年九月五日、即一千九百五年八月二十三日（九月五日）、「ポーツマス」ニ於テ。

小村寿太郎（記名）

高平小五郎（記名）

セルジ、ウキツテ（記名）

ローゼン（記名）